

平成19年8月発行

第34号

社会福祉法人 水仙福祉会
〒533-0004 東淀川区小松1丁目14-12
Tel 06-6328-3786 Fax 06-6328-3833

題字 岡村 重夫

風の 菊

高齢者の地域生活支援を

水仙の家 施設長 榎本 多美子

「水仙の家」には、①瑞光

地域在宅サービスステーション

、②居宅介護支援事業所（ケアプラン作成）、③通所介護事業所（デイサービス）、

④訪問介護事業所（ヘルパー派遣）という4本柱がある。

このうち、①は地域の方の相談窓口として、②～④は、介護保険制度に基づく事業所として位置づけられている。

これらの利用者の年齢層は40～100歳代まで幅広い。

その中でも特徴的なのは、

独居、高齢者のみの世帯、高齢者と障害者の世帯など。本

人の状態に加え、その置かれている環境から、より手厚いサービスを必要なケースが非常に目立つ。

一方、収入の目減り、介護保険の自己負担額の生活費に占める割合の増加などから、サービス利用を控えめにせざるを得ない家庭も多い。

生活ニーズの多様性

いなど、日常生活での様々な要望が本人

起き上がれないため、事業所に電話が入る、あるいは緊急入院となつ

て、ケアマネージャーが病院

に付き添うなどは、日常茶飯に起ることである。

また、買い物や掃除など、

ホームヘルパーを利用する人

の多くは、今まで長年続けてきた生活スタイルを崩したく

ないという思いが強く、品物

の銘柄や購入する店、掃除や

洗濯の仕方などに、細かな注文が入ることもある。

デイサービスでは、他の事

業所に比べて要介護度の高い

年余り。昨年、大幅な制度改

正があり、支援の必要度の増

加を予防する「新予防給付」

が始まった。また、サービス

の報酬単価も見直された。

水仙福祉会の基本理念であ

る「主体性、意思、自己尊厳

の尊重」を大切にする時、必

限られる。

これは、障害者の自立支援法が、建て前だけでも「社会参加」を謳っていることと、大きく違っている。長年、障害児の仕事をしてきた私にとっては、違和感が強い。

デイケアなどでは、毎月理髪師が来ているところもあるが、デイケアでヘアカットするのではなく、美容院や理髪店で、おしゃべりしながらカットしたいのだ。高齢になつても、心身の機能が弱つてしまふ、「住み慣れた場所で今まで通りの生活」を続けたいのは、誰しも同じである。

たとえば、ヘルパーとは美

容院に行けない。買い物の同

行は日常生活に必要なものに

厳密には、介護保険制度だけでは、こうした要望の全てに応えることはできない。

たとえば、ヘルパーとは美

容院に行けない。買い物の同

行は日常生活に必要なものに

の矛盾が生じる。

また、家族・周囲

が本人のためと思い判断する

ことと本人の要望が違う時な

どは、ニードを充分に尊重できているのかと、自己反省する場面は残る。

地域の潜在ニーズの掘り起

こしを始め、地域の高齢者が充実した生活を送れるような

援助のあり方を、今後も追及していきたいと考えている。